

歯科健診等勧奨・啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

歯科健診等勧奨・啓発業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

3 事業目的

人生100年時代を健康に過ごすためには、子どもの頃から歯予防対策に積極的に取り組むとともに、成人してからも定期的に健診を行うことにより、健康な歯を維持しオーラルフレイルを予防することが必要である。しかし、歯科健診（健康増進法に基づき市町が行う歯周疾患検診）の受診率はほとんどの市町において1割にも満たず、低調な状況にある。また、福井県の子ども（5歳）のう蝕有病率は31.7%（R5）と全国平均（20.7%）よりも高く、こうした状態が続いている。

本事業では、インターネットをよく利用する世代である20～50代をターゲットに、インターネット広告（バナー広告）を活用して普及啓発を行い、健康な歯を維持する県民を増加させることを目的とする。

20～50代に自身の歯科健診の重要性を訴求することで、歯科健診等を受診するきっかけを与える。特に、20歳と30歳が令和6年度から新たに健康増進法に基づく歯周疾患検診の対象（従来の対象者は、40歳、50歳、60歳、70歳）となっており、これらの年代の受診勧奨にも注力していく。

あわせて、同世代は子育て世代にも該当することから、1～14歳の歯予防対策の必要性を訴求し、意識付けを行う。

4 事業内容

福井県と協議の上、次に掲げる業務を行うこと。提案に当たっては、別紙「本県の歯科に関する現状・課題（子ども・成人）等」を参考とすること。

（1）歯科健診受診啓発

歯科健診受診率が伸び悩みの状況にあり、特に歯周疾患が増え始める世代である20～50代対象に、歯周疾患の症状や悪化のリスクなどをわかりやすく伝えるなど、歯周疾患等の予防と早期発見のために市町で実施している歯周疾患検診の必要性を認識してもらい、受診を促すための啓発を行う。

（2）子どもの歯予防対策啓発

子育て世代である20～50代を対象に、子ども（1～14歳）のう蝕有病率の現状と対策の必要性について具体的に示す。あわせて、歯予防対策には、歯みがきだけでなくフッ化物応用が効果的であることを示し、理解を深める。

- ・（1）と（2）の内容について、それぞれの対象に訴求できる2種類のインターネット広告（バナー広告）を作成し、掲載すること
- ・ 広告の掲載先は、事業目的を達するのに適当と思われるWEBメディアを3つ以上選択すること

- ・WEB メディアの選択に当たっては、メディアの特性を考慮し、必要によりターゲットとする年代により、WEB メディアを使い分けるなど、工夫すること
- ・インターネット広告（バナー広告）は、動画と静止画のいずれも可とするが、WEB メディアの特性を考慮したうえで、ナッジ理論を踏まえ効果が期待できるものとする
- ・当該広告をクリックすると「ふくい健康づくり応援サイト（URL：<https://www.kenko-seisaku.pref.fukui.lg.jp/>）」の歯科に関するホームページに遷移する仕様とすること
- ・ふくい健康づくり応援サイトへの遷移については、どの広告からの誘導（アクセス）なのか集計できるようにすること
- ・誘導元を確認するに当たり、ふくい健康づくり応援サイトに広告のタグコードを埋め込む方法をとる場合は、ふくい健康づくり応援サイトの制作会社との調整が必要となるので、その費用等も提案に組み入れること
- ・インターネット広告（バナー広告）は、歯周病や歯科健診、フッ化物応用などについて関心を持ち、行動変容につながるような内容・デザインであることに加え、クリックにより上記サイトへの誘導が期待されるものであること
- ・配信に当たっては、ターゲットの属性（年齢、性別、居住地など）や配信回数、広告タイプ、配信期間などを示す出稿計画を提出すること。また、計画においては、インターネット広告（バナー広告）のインプレッション数や想定クリック数等の予定や目標を示すこと
- ・インターネット広告（バナー広告）の配信期間は、12～2月（※）の3か月間とし、委託上限金額の範囲内で、ターゲットを行動変容につなげられる効果的な頻度で配信を行うこと
- ・広告配信期間中は、随時、当該広告のインプレッション数やクリック数等の進捗確認や分析を行うことにより、柔軟に適宜広告内容等の見直しを行える体制とすること

（※）各市町から歯科健診対象者に対して、受診券送付から時間が経過し歯科健診のことを忘れがちになるタイミングでの勧奨とすることを想定しての時期

- ・インターネット広告（バナー広告）の画像については、福井県のホームページでも使用することがあるため、データを提供すること
- ・広告配信期間終了後、結果の分析（数値データ）とともに、結果の総括を実績報告に記載すること
- ・実績報告には結果の分析（数値データ）として次の内容を記載すること
 - （1）どのような条件で広告を出したか（配信期間中に広告内容等の見直しを行った場合は変更した日時なども表記すること）
 - （2）インターネット広告（バナー広告）のクリック数
 - （3）日ごとのページへの誘導数
（配信期間中に分析した配信メニューごとの年齢、性別、市町別でのインプレッション数、クリック数、クリック率など、抽出可能な範囲での結果なども含む）

【参考】具体的に提案を求めるポイント

- ・効果的なWEB メディアの選択と、当該メディアの特性を活かした配信内容
- ・インターネット広告（バナー広告）に掲載する効果的な受診勧奨メッセージ
- ・選択したWEB メディアに応じたバナーデザイン（分かりやすいイメージ）
- ・選択したWEB メディアごとの運用方法（想定される配信回数・期間等）

5 業務実施体制

- ・本業務委託を統括する業務責任者を配置すること
- ・事業を効果的・円滑に実施するための体制とすること（配信の管理だけでなく、適時適切な効果測定や評価などが行える体制）
- ・事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに福井県に報告すること

6 計画書

受託者は、福井県に対し、事業実施前に事業計画を提出すること

7 報告書（成果物）

受託者は、福井県に対し、事業終了後、実績報告を提出すること

8 成果品の使用について

- ・本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）ほか一切の権利は原則として福井県へ帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては受託者と協議の上で決定する。
- ・本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。

9 その他

この仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。